解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

岡山県井原市井原町三一一番地一

財団法人井原市国際交流協会

代表清算人　片山　正樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

山口県美祢市美東町大田六二〇九の一番地

財団法人吉永奨学会

代表清算人　坂本　文男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

山口県萩市大字平安古町二〇八―一

財団法人長北医療センター

清算人　中嶋　薫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

高知市南御座一番二六号

財団法人高知県食鳥検査センター

代表清算人　堀川　俊一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年二月八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地

清算法人糸満市大里土地改良区

清算人代表　玉城　政信

配当公告

愛知県春日井市若草通五丁目三番地二

破産者　長谷川美子

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二九〇三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七〇、二四九、〇九一円

（内優先的破産債権額

金九、七四八、七〇〇円）

一、配当をすることのできる金額

金二〇、〇五四、八六一円

（内優先的破産債権額

金九、七四八、七〇〇円）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒五〇四番地、最後の住所札幌市豊平区月寒東一条一六丁目一番二八―三〇七号　被相続人　亡　戸田　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

事務所札幌市中央区大通西一二丁目四番地

中田ビル3F

相続財産管理人　廣瀬　充弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市塩川町大田字中屋敷八四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　五十嵐芳広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

福島県会津若松市一箕町亀賀字郷之原三七六番地一六

相続財産管理人　司法書士　吉川　謙次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県真壁郡協和町大字門井一八六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　海老澤　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

事務所茨城県筑西市乙八二八番三ＳＡＴＯＨビル二階弁護士法人萩原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩原　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市天神町八一四番地一、最後の住所栃木県佐野市天神町七六六番地

被相続人　亡　大川　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

栃木県足利市通二丁目二七三八番地

相続財産管理人　弁護士　小沼　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南一丁目四〇三番地、最後の住所東京都杉並区上井草三丁目三三番二二―三〇六号

被相続人　亡　田村　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区上目黒五丁目一五三二番地、最後の住所東京都目黒区鷹番一丁目一二番一〇号　被相続人　亡　石井　征一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階石澤・神・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子

（登録姓　島田）

第25期決算公告

平成24年4月4日

東京都千代田区紀尾井町３番12号紀尾井町ビル

ライオンデル・ジャパン株式会社

代表取締役会長兼社長

ラッセル・エス・ダニエルズ

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,855	流動負債	1,001
固定資産	46	固定負債	74
		株主資本	826
		資本金	495
		資本剰余金	336
		利益剰余金	336
		利益準備金	△5
		利益剰余金	29
		その他利益剰余金	△34
合計	1,901	合計	1,901

(注)　当期純利益　35百万円